

公開用

令和 7 年 11 月

第 29 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和7年11月10日 午前10時開会

2. 開催場所 行橋市役所 東棟501会議室

3. 農業委員会出席者の状況

出席委員 13 名

欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
6	船津 鎮男	出
13	吉村 郁子	出
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	出
12	長城 彰	出
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適化推進委員の出席者 0 名

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第15号 非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 栄輔

農地係長 宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 29 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
会長	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 107 号から議案第 108 号までの 2 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願ひします。最初に、議案第 107 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 107 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があつたので本会の審議に附す。令和 7 年 11 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 11 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に行橋地区の 1 件、今川地区の地区番号 6 番の 1 件について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、行橋地区の 1 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により船津委員の退室を求める。
会長	－船津委員退室－
吉村委員	行橋地区 1 件について吉村委員より報告願います。
会長	行橋地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、東大橋二丁目 ■■■■、田、342 m ² 、外 2 筆計 3,320 m ² 。譲渡人は、滋賀県近江八幡市 ■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市 ■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。行橋地区の地区番号 1 番についてご質疑ありませんか。
会長	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。行橋地区の 1 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求める。
会長	－全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、船津委員の入室を求める。
会長	－船津委員入室－
会長	次に、今川地区の地区番号 6 番の 1 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により繁永委員の退室を求める。
会長	－繁永委員退室－
会長	今川地区の地区番号 6 番について地区担当職員より報告願います。

事務局	今川地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字流末字■■■■、田、414 m ² 、外 1 筆計 2,090 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。今川地区の地区番号 6 番についてご質疑ありませんか。
会長	－質疑なし－ ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今川地区的 1 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－ 全員賛成と認めます。ここで、繁永委員の入室を求めます。
会長 藤川委員	－繁永委員入室－ 次に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。 今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字今井■■■■、田、815 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 大田委員	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字辻垣■■■■、田、2,746 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 西村委員	次に、泉地区の 2 件について地区委員より報告願います。 泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、北泉二丁目■■■■、田、1,580 m ² 、外 3 筆計 4,772 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。父から子へ贈与により所有権を移転するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 5 番。物件の表示は、東泉三丁目■■■■、田、1,498 m ² 。譲渡人は、那珂川市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移

	<p>転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上です。</p> <p>次に、今川地区の地区番号7番について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字天生田■■■■、田、279m²。譲渡人は、東京都世田谷区■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長 繁永委員	<p>次に、稗田地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。物件の表示は、大字中川■■■■、田、1,911m²。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長 川本委員	<p>最後に、椿市地区の3件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号9番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、1,998m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号10番。物件の表示は、大字長尾■■■■、畠、661m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■と行橋市■■■■、■■■■。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、持分移転を受けるものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号11番。物件の表示は、大字長尾■■■■、畠、619m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■と行橋市■■■■、■■■■。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、持分移転を受けるものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長 沼口委員	<p>報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第

	<p>107号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第107号、農地法第3条の規定による許可申請11件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第108号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第108号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があつたので本会の審議に附す。令和7年11月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■■、以下3件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の2件について地区委員より報告願います。</p>
西本委員	<p>泉地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、泉中央三丁目■■■■■、田、1,226m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲4区画962.1m²、道路水路263.9m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、投資計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号2番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、泉中央八丁目■■■■■、田、844m²と泉中央八丁目■■■■■、田、1,718m²、2筆計2,562m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、特定建築条件付き売買予定地を造成するものです。住宅用地7区画2,172.38m²、道路水路385.11m²、その他4.51m²。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書と宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>最後に、今川地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
繁永委員	<p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字宝山■■■■■、田、169m²と大字宝山■■■■■、田、141m²、2筆計310m²。所有者は、東京都江東区■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんと大分県中津市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅105.81m²、その他204.19m²。資金計画は、借入金で実行</p>

	<p>性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第108号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第108号、農地法第5条の規定による許可申請3件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、報告第15号非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第15号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和7年11月10日提出。行橋市農業委員会会长 石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下2件。①■■■■。土地、行事三丁目■■■■、田、7.82m²。理由、当該農地は、周辺の状況からみて、農地として復元しても継続して利用が困難なため。②■■■■。土地、大字津留■■■■、田、307m²。理由、当該農地は、20年以上住宅の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。11番、大田委員12番、長城委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>